

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務づけられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さんのご協力をお願いします。

保守点検

- ・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
 - ・10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回の保守点検を行う必要があります。
- ※県に登録している保守点検業者に委託してください。

清 掃

- ・浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
 - ・年に1回以上（全ぼつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。
- ※市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- ・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
 - ・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります。
- ※県指定検査機関である公益社団法人茨城県水質保全協会（☎029-291-4004）にお申し込みください。

一括契約システム

- ・保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。
- ※現在契約されている保守点検業者、清掃業者または公益社団法人茨城県水質保全協会（☎029-291-4004）にお申し込みください。

【単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換をお願いします】

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活排水は、そのまま放流されてしまいます。生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ8分の1に減らせます。

身近な生活環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

問 茨城県環境対策課 ☎029-301-2966
下水道課庶務G ☎53-7250

つつが虫に注意しましょう

秋～初冬、春～初夏はつつが虫の幼虫が発生する時期のため、つつが虫病の患者が発生しています。

早めに医師の診断を受ければ、薬物治療で比較的早くに回復しますが、受診が遅れ適切な治療が行われなると命に関わることもありますので、山菜採り、きのこ狩り等の行楽や畑仕事で山や草むらに入る場合には、次の事項に十分注意して、気になる症状があるときは、医療機関を受診してください。

つつが虫病とは・・・

ダニの一種のつつが虫に刺されて感染する病気です。感染してから実際に症状が出るまでの潜伏期間は約10～14日、初期症状は「かぜ」と似ていて、次のような経過が一般的です。

- ①身体がだるく、食欲がなくなる → ②ひどい頭痛や寒気、39～40度もの熱が出る
 - ③4、5日目に胸や背中から腹部にかけて赤褐色の直径2～3mmの発疹が現れ、その後、腕や顔にも増える
- ※つつが虫はわきの下、下腹部、内股、陰部など皮膚の柔らかく隠れた少し湿った部分を刺します。

【野外活動や農作業等の際の注意点】

- ・長袖、長ズボンなどを着用して、素肌の露出を避ける。・皮膚の露出部分には虫避け剤を使用する。
- ・直接草むらや地面に座ったり、寝転んだりしない。・衣類やタオルを草の上に置かない。
- ・帰宅後は、すぐに入浴し、体をよく洗い、新しい服に着替える。
- ・脱いだ服は放置せず、速やかに洗濯する。

問 大宮保健所保健指導課 ☎55-8424